

令和5年度 保育士就職準備金貸付事業 貸付けのご案内（改訂版）

社会福祉法人　さいたま市社会福祉協議会

1 保育士就職準備金貸付事業の概要

1) 目的

保育士の確保に資することを目的に潜在保育士（保育資格を有する者であつて、保育士として勤務していない者）が、保育士として保育所等（認可保育所、認定こども園、預かり保育を実施している（※）幼稚園等）に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付けを行います。

※教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間以上かつ年間開所日数200日以上幼稚園。

2) 実施主体

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会（以下「さいたま市社協」という。）

3) 貸付対象

次の要件をすべて満たしている者を貸付けの対象とします。

- ① 保育所・家庭的保育事業等（注1）を離職又は当該施設等に勤務経験のない者
 - ② 令和5年4月から令和6年3月までの間にさいたま市内の保育所等（注2）で保育士として新たに週20時間以上勤務する者
 - ③ 保育士修学資金貸付における就職準備金を受けていない者
 - ④ 新卒保育士でない者
- ※ 公立保育所の正規職員は貸付けの対象になりません。
- ※ 保育所等に直接雇用されている方が対象になります。

（注1）「保育所・家庭的保育事業等」は、以下の施設又は事業所とします。

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- ウ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- オ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

（注2）「保育所等」は、さいたま市内の以下の施設又は事業所とします。

- ア 児童福祉法第7条に規定する保育所
- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」

- エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第2項の規定による認可を受けたもの
- オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- キ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、市が認定した認可外保育施設
- ク 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者

4) 貸付内容

① 貸付額

保育所等への就職にあたって必要と考えられるものの費用に対して400,000円を上限に貸付けを行います。

※貸付額は千円単位（千円未満は切り捨て）とします。

※貸付けは1回限りとします。

※年度により限度額が変更になる場合があります。

② 貸付金の使途

貸付金の使途は以下のとおりとし、貸付申請時に使途を明示していただきます。

ア 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用

イ 転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料

ウ 保育所等で使用する被服費

エ 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用

オ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費

カ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用（保育料は対象となりません）

キ 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用

ク その他、さいたま市社協会長が就職準備金として認める費用

※貸付金は、貸付申請時に記載した保育所等に就職するにあたって、必要な費用に限り使用することができます。

※貸付金の使途によっては、見積書や領収書の写しの提出を求める場合があります。

③ 貸付利子

貸付利子は無利子です。

※ただし、正当な理由なく返還期日までに貸付金を返還しなかった場合は、年3%の割合で計算した延滞利子が加算されます。

④ 連帯保証人

ア 貸付けには、貸付金を返済できる一定の収入等がある連帯保証人を1名立てていただきます。

イ 連帯保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとします。また、その保証債務は延滞利子を包含するものとします。

5) 貸付の申請・決定

① 貸付けの申請方法

貸付けを希望する者は、「貸付申請書」及び申請に必要な書類を全て揃え、さいたま市社協に申請を行ってください。

② 申請期日

保育所等に勤務を開始した日の属する月を含めた6か月後の末日（申請書類一式必着）とします。（ただし、令和6年3月29日（金）が最終受付日となります）

※予算の範囲内での貸付けとなるため、年度途中で募集を終了する場合があります。

③ 貸付けの審査・決定

ア さいたま市社協では、申請内容（申請書類）を審査し、貸付けの可否を決定します。

イ 審査の結果は、申請者に通知します。

ウ 貸付けが決定した場合、さいたま市社協から「決定通知書」と「借用証書」を送付します。

エ 保育士就職準備金は、さいたま市社協と申請者との契約により貸付けます。

※審査のうえ、貸付けの可否について決定するため、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。また、不承認になった場合、その理由は回答いたしません。

6) 貸付けの辞退

申請をした後、又は貸付けが決定した後に貸付けを受けることを辞退する場合は、貸付契約を結びません。

7) 貸付金の交付

貸付金は、貸付契約を締結（借用証書をさいたま市社協が受理）した月の翌月15日（振込日が国民の祝日、日曜日又は土曜日に当たるときは、順次繰上）に借受人名義の口座へ振込みます。

8) 貸付契約の解除

借受人が次のいずれかに該当する場合、貸付けの契約を解除します。

- ① 保育所等を退職し、業務に従事する意思がなくなったと認められるとき
- ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき
- ⑤ その他保育士就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

9) 貸付金の返還

① 返還の要件

借受人が次のいずれかに該当する場合、貸付金を返還していただきます。

ア 貸付契約が解除されたとき

イ 保育所等を退職し、業務に従事する意思がなくなったとき

ウ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

エ 保育所等を退職後、引き続き保育所等で業務に従事する意思があり求職活動を行ったが、6か月以内にさいたま市内の保育所等で業務に従事できなかったとき

オ 貸付けを受けてから就業を開始するまでの間に内定を辞退したとき

カ 申請内容に虚偽の内容があったとき

※その他、提出期限を定め書類を提出するよう通知したにも関わらず、書類の提出がないときも、貸付金を返還していただきます。

② 返還期間

原則として返還事由が生じた日の属する月の翌月から1年以内に貸付金を一括返還していただきます。

③ 返還方法

貸付金は、さいたま市社協が指定する口座に振込んでいただきます。

④ 延滞利子

正当な理由なく返還期日までに貸付金を返還しなかった場合は、年3%の割合で計算した延滞利子が加算されます。

10) 返還債務の履行猶予

借受人が次のいずれかに該当するときは、申請により返還債務の履行を猶予できるものとします。各場合において、猶予される期間や申請に必要な証明書類が異なります。詳しくはP15～P16をご確認ください。

- ① さいたま市内の保育所等において保育士として児童の保育等に従事しているとき
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（注3）があるとき

(注3) 「災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由」とは、次のいずれかに該当する場合があります。ただし、当該猶予期間については、業務従事期間には算入されません。

- ア 保育所等に在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合
- イ 出産・育児のため保育所等を退職し、出産後、新たな保育所等への再就職を希望する場合
- ウ 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続1か月以上の取得であって時間取得でないものに限る。）
- エ 疾病・負傷等のため療養する必要がある、次のいずれかに該当し、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
 - ・保育所等に在職中に病気休職等を取得する場合
 - ・保育所等を退職し疾病・負傷等の治癒後に、新たな保育所等への再就職を希望する場合
- オ 就職先内定後、就職待機中の場合
- カ 保育所等を自己都合で退職した場合であって、保育所等で保育士業務に従事する意思があり、求職中の場合
- キ 人事異動により、保育所等での保育士業務等に従事できなくなったとき
- ク 次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けている者
 - (イ) 現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している者
 - (ウ) 他の援助を行う者がいないひとり親家庭、老齢年金受給者等
 - (エ) 身体障害者等であって、その生活の現況が減免規定との均衡上、猶予の処分を行うことが相当と判断される者
 - (オ) 当該債務の全部を一時に納入することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、納付期限措置をとることが徴収上有利であると認められるとき
 - (カ) 災害、盗難その他の事故が生じたことにより当該債務の全部を一時に納入することが困難であるため、納付期限延期措置をとることがやむを得ないと認められるとき

11) 返還債務の免除

次のいずれかに該当するときは、申請により返還の債務を全て免除します。

- ① さいたま市内の保育所等において保育士として児童の保育等に従事し、かつ、2年間引き続き当該業務に従事したとき（1年当たりの必要最低従事時間数は、960時間以上とします。ただし、週20時間以上勤務することを原則とします。）
- ② 保育士業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合、引き続き当該業務に従事しているものとみなしますが、当該業務従事期間には算入しません。

※従事する保育所等の人事異動等により借受人の意思によらず、さいたま市外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入します。

※保育所等を退職しても、引き続き保育所等で従事する意思があり、6か月以内（注4）に

保育所等に再び就職した場合、従事期間の合計が2年を超えれば返還の債務を免除します。
また、貸付契約後、就業を開始するまでの間に保育所等の都合により採用を取り消された
ときも同様に扱います。

(注4) 退職、就職を繰り返した場合、それぞれの求職期間を通算して6か月以内とします。

12) 変更事項の届出

次のいずれかに該当するときは、速やかに届出をしてください。

- ① 借受人及び連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき
- ② 保育所等を退職したとき
- ③ 保育所等を休職したとき、又は休職から復職したとき
- ④ 従事先を変更したとき
- ⑤ 借受人が死亡したとき（※連帯保証人又は法定相続人が届出をしてください）
- ⑥ 連帯保証人の変更を行う必要があるとき（連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人が破産宣告する等、連帯保証人として適当でない事由が生じたとき）
- ⑦ 保育士業務に従事したとき

13) 問合せ及び申請書等提出先

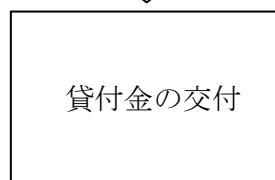
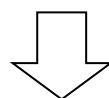
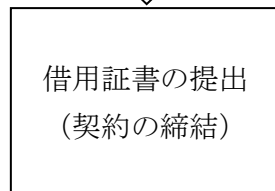
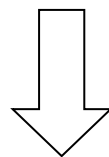
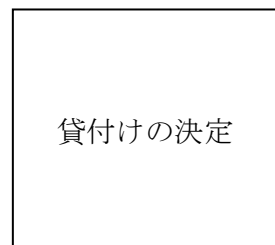
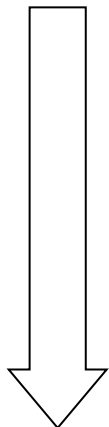
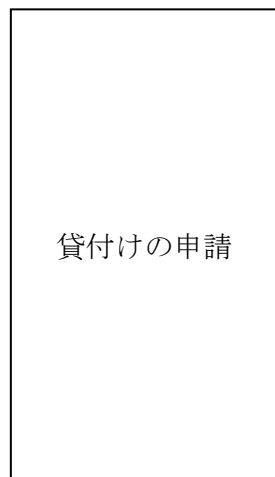
社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 権利擁護推進課
〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 9-30-22 浦和ふれあい館
TEL 048-835-5281 FAX 048-835-5282

※担当者が不在となる場合もございます。その際は、ご連絡先等をお伺いして折り返し担当者からご連絡いたします。

また、来所される場合は、事前のご連絡をお願いします。事前連絡なく来所された場合、お待たせすることがありますので、あらかじめご了承ください。

2 貸付申請等の手続き

1) 貸付申請の手続き



①「貸付申請書」に必要事項を記入のうえ、以下の書類を添えて提出してください。

【添付書類】

- ・申請者及び連帯保証人の住民票
※個人番号（マイナンバー）、本籍、続柄の記載のないもの
※発行から3か月以内のもの
※両者が記載されている場合は、1通で構いません。
- ・保育士登録証の写し
- ・雇用契約書又は採用証明書等、保育所等に從事することと規定勤務時間が分かる書類の写し
- ・申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用及び子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用の貸付けを希望する場合は、申請者世帯に未就学児がいることが確認できる書類等の提出が必要になります。（詳細はお問い合わせください）

※個別の状況に応じ、他の書類の提出が必要になる場合があります。

※貸付金の使途によっては、見積書や領収書の写しの提出を求める場合があります。

【申請期日】

勤務を開始した日の属する月を含めた6か月後の末日（申請書類一式必着）（ただし、令和6年3月29日（金）が最終受付日となります）

※予算の範囲内での貸付けとなるため、年度途中で募集を終了する場合があります。

②申請書類の内容を審査し、貸付けの可否を決定します。

③審査の結果を申請者に通知します。

④貸付けが決定した場合、さいたま市社協から「決定通知書」と「借用証書」を送付します。

※審査のうえ、貸付けの可否について決定するため、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。また、不承認になった場合、その理由は回答いたしません。

※貸付けの可否にかかわらず、申請書類一式については返却いたしません。

※貸付けを辞退するときは、必ず申し出てください。

⑤「借用証書」を提出してください。

※「借用証書」は連帯保証人と連署のうえ、それぞれの実印を押印してください。

【添付書類】

- ・借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの）

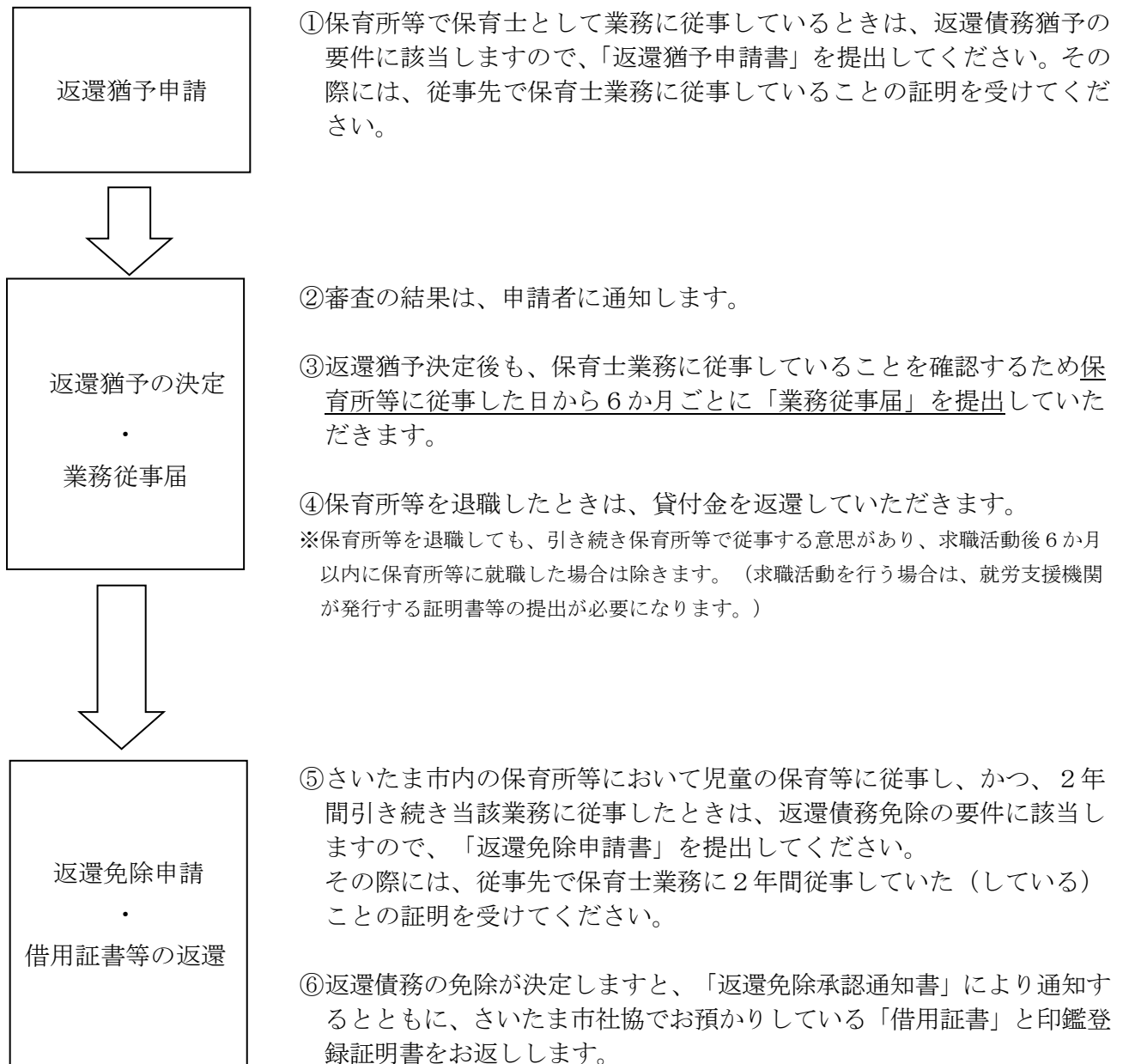
⑥「借用証書」の提出により、貸付契約の締結となります。

⑦貸付金は、貸付契約を締結（「借用証書」をさいたま市社協が受理）した月の翌月15日に借受人名義の口座へ振込みます。

※振込日が国民の祝日、日曜日又は土曜日に当たるときは順次繰上して振込みます。

2) 保育所等に従事後の手続き（返還債務の履行猶予・返還債務の免除の場合）

さいたま市内の保育所等で保育士として業務に従事しているときは、申請により返還債務の履行が猶予されます。また、保育士業務に2年間引き続き従事したときは、返還債務を全て免除します。



3) その他の返還債務の履行猶予の場合

災害、疾病、負傷、
その他やむを得ない
事由が生じたとき

①災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還債務の猶予を受けようとするときは、「返還猶予申請書」を提出してください。

※各場合において、猶予される期間や申請に必要な証明書類が異なります。
詳しくはP15～P16をご確認ください。

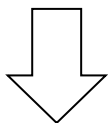
※いずれの場合においても、猶予期間については保育士業務に従事したとはみなされません。

※返還猶予期間中に猶予事由が消滅したときは、「返還猶予事由消滅届」による届出が必要になります。

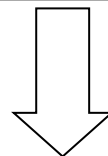
4) 返還の場合

保育所等を退職し、業務に従事する意思がなくなったときなど、貸付金を返還しようとするときは、次の手続きが必要になります。

返還計画申請



貸付金の返還



返還完了

①速やかにさいたま市社会福祉協議会までご連絡ください。

②「返還計画申請書」を提出してください。

③さいたま市社協から「返還通知書」を送付します。

④貸付けた資金は、「返還通知書」に基づき返還（さいたま市社協が指定する口座へ振込み）していただきます。

※原則として返還事由が生じた日の属する月の翌月から1年以内に一括返還していただきます。

※返還が滞ったときは、連帯保証人に債務の返還を求めます。

※正当な理由なく返還期日までに貸付金を返還しなかった場合は、年3%の割合で計算した延滞利子が加算されます。

⑤返還が完了したときは、「返還完了通知書」により通知するとともに、さいたま市社協でお預かりしている「借用証書」と印鑑登録証明書をお返しします。

5) その他の手続き

次のいずれかに該当するときは、速やかに届出をしてください。

氏名、住所等
変更したとき

- ①借受人及び連帯保証人の氏名、住所、連絡先等に変更が生じたときは、「異動届」を提出してください。
- ②氏名又は住所の変更による届出の際は、変更事項の履歴が記載されている住民票等を添付してください。

自己都合により
保育所等を
退職したとき

- ①自己都合により保育所等を退職したときは、「(退職・休職・復職・従事先変更)届」を提出してください。その際には、従事先で退職したことの証明を受けてください。
- ②保育所等への再就職の意思がないとき、又は再就職の意思があっても6か月以内に再就職できなかったときは、貸付金を返還していただきますので、「返還計画申請書」を提出してください。

保育所等を休職
したとき、
又は休職から
復職したとき

- ①保育所等を休職（又は休職から復職）したときは、「(退職・休職・復職・従事先変更)届」を提出してください。その際には、従事先で休職（又は休職から復職）したことの証明を受けてください。

従事先を変更
したとき
※従事する保育所等の
人事異動等により、
従事先が変更になっ
た場合も含む

- ①保育所等の従事先を変更したときは、「(退職・休職・復職・従事先変更)届」を提出してください。その際には、従事先で就職したことの証明を受けてください。

借受人が死亡
したとき

- ①借受人が死亡したときは、連帯保証人又は法定相続人が借受人の死亡を証する書類を添付して「死亡届」を提出してください。
- ②借受人の死亡により貸付金を返還していただきますので「返還計画申請書」を提出してください。

※業務上の事由により死亡したときは、返還債務免除の要件に該当しますので、「返還免除申請書」に別紙「労働災害証明書」又はその事由が確認できる書類を添付して提出してください。この場合、②の手続きは不要です。

心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

①心身の故障のため業務を継続することができなくなり貸付金を返還するときは、「返還計画申請書」を提出してください。

※心身の故障のため保育所等を退職したときは、「(退職・休職・復職・従事先変更)届」の提出も必要になります。

※業務に起因する心身の故障のときは、返還債務免除の要件に該当しますので、「返還免除申請書」に別紙「労働災害証明書」又はその事由が確認できる書類を添付して提出してください。この場合、①の手続きは不要です。

連帯保証人を変更するとき

①連帯保証人が死亡した又は連帯保証人が破産宣告する等、連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、速やかに連帯保証人を変更していただきます。

②連帯保証人を変更するときは、「連帯保証人変更届兼連帯保証書」を提出してください。

※新たな連帯保証人の住民票と印鑑登録証明書の提出も必要になります。

※連帯保証人死亡による変更の場合、死亡を証する書類を添付してください。

貸付けを受けることを辞退するとき

①貸付けを辞退するときは、「辞退届」を提出してください。

②貸付金交付後の辞退の場合は、「返還計画申請書」を提出してください。
貸付金は「返還通知書」に定める方法（さいたま市社協が指定する口座へ一括振込み）により返還していただきます。

※上記以外にも届出が必要になることもありますので、変更事項が生じたときやご不明な点がございましたら、さいたま市社協までお問い合わせください。

3 手続きに必要な提出書類

1) 貸付けの申請及び決定時に提出するもの

事 項		提出書類		備 考
貸付けの申請をするとき		申請書	様式第 1 号	個別の状況に応じ、他の書類の提出が必要になる場合があります また、貸付金の使途によっては、見積書や領収書の写しの提出を求める場合があります
		申請者及び連帯保証人の住民票	市区町村発行のもの	
		保育士登録証の写し		
		雇用契約書又は採用証明書の写し	保育所等発行のもの	
該当者のみ	子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用及び子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用の貸付けを希望する場合	子どもの記載のある住民票や保育所等への入所決定通知など申請者世帯に未就学児がいることが確認できる書類等の提出が必要になります。 ※詳細はお問い合わせください。		

貸付けが決定したとき	借用証書	様式第 3 号	「借用証書」への押印は実印となります
	借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書	市区町村発行のもの	

2) 貸付けを辞退するときに提出するもの

事 項		提出書類		備 考
貸付けを辞退するとき	辞退届	様式第 1 5 号		
	返還計画申請書	様式第 5 号		貸付金交付後の場合のみ

3) 保育所等に従事したときに提出するもの

事 項		提出書類		備 考
新たに保育所等に従事したとき		返還猶予申請書	様式第 8 号	従事先で保育士業務に従事したことの証明を受けてください

4) 定期的に提出するもの

事 項	提出書類		備 考
継続して保育所等に 従事しているとき	業務従事届	様式第 16 号	保育所等に従事した 日から6か月ごとに従 事先で保育士業務に従 事していることの証明 を受けてください

5) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類		備 考
災害、疾病、負傷等 により業務に従事 できないとき	返還猶予申請書	様式第 8 号	申請の事由により猶予 の期間や添付する書類 が異なります
	罹災証明書 医師の診断書 医師の証明書 等		
保育所等を退職後、 求職活動を行うとき	返還猶予申請書	様式第 8 号	退職、就職を繰り返した 場合、それぞれの求 職期間を通算して6か 月以内とします
	就労支援機関等が発行する証明書		
返還猶予の事由が 消滅したとき	返還猶予事由消滅届	様式第 11 号	

6) 返還免除を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類		備 考
保育所等で保育士 として2年間業務 に従事したとき	返還免除申請書	様式第 12 号	従事先で保育士業務に 2年間従事しているこ との証明を受けてくだ さい
業務上の事由によ り死亡したとき	返還免除申請書	様式第 12 号	「死亡届」の提出も必 要になります
	別紙「労働災害証明書」又は業務 上の事由による死亡が確認で きる書類の写し		
業務に起因する心 身の故障のため業 務を継続することが できなくなった とき	返還免除申請書	様式第 12 号	
	別紙「労働災害証明書」又は業務 に起因する心身の故障が確認で きる書類の写し		

7) 貸付金を返還しようとするときに提出するもの

事 項	提出書類		備 考
貸付金を返還し ようとするとき	返還計画申請書	様式第 5 号	

8) 届出が必要な場合に提出するもの

事 項	提出書類		備 考
借受人及び連帯保証人の氏名や住所等に変更があったとき	異動届	様式第 17 号	
	変更事項の履歴が記載されている住民票等	市区町村発行のもの等	
保育所等を退職したとき	(退職・休職・復職・従事先変更)届	様式第 18 号	従事先で証明を受けてください
保育所等を休職した又は休職から復職したとき	(退職・休職・復職・従事先変更)届	様式第 18 号	従事先で証明を受けてください
	返還猶予申請書	様式第 8 号	返還猶予期間中に休職(又は休職から復帰)したときは、再度、「返還猶予申請書」の提出が必要になります
従事先を変更したとき	(退職・休職・復職・従事先変更)届	様式第 18 号	新たな従事先で証明を受けてください
	返還猶予申請書	様式第 8 号	返還猶予期間中に従事先を変更したときは、再度、「返還猶予申請書」の提出が必要になります
借受人が死亡したとき	死亡届	様式第 19 号	連帯保証人又は法定相続人が提出してください
	死亡を証する書類		
	返還計画申請書	様式第 5 号	貸付金を返還しようとするとき
心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき	(退職・休職・復職・従事先変更)届	様式第 18 号	従事先で証明を受けてください
	返還計画申請書	様式第 5 号	貸付金を返還しようとするとき
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更届兼連帯保証書	様式第 20 号	変更事由の内容によりその事実を証明する書類の添付が必要になることもあります
	連帯保証人死亡の場合は、死亡を証する書類		
	住民票	市区町村発行のもの	
	印鑑登録証明書	市区町村発行のもの	

返還債務の履行猶予該当事由一覧

1 さいたま市内の保育所等において保育士業務に従事しているとき	
猶予期間	業務に従事している期間
証明書類	申請時：保育士業務従事証明書（様式第8号裏面） 決定後：業務従事届（様式第16号）
備考	2年間引き続き、業務に従事した場合、返還免除要件に該当

2 在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合	
猶予期間	出産休暇に入る日の属する月の翌月から子が1歳に達する日（ただし、育休法第5条第3項で定める者にあつては1歳6か月に達する日、同条第4項で定める者にあつては2歳に達する日）の属する月までの間
証明書類	出産休暇・育児休業を取得していることを証明する書類（保育所等が発行）又は医師の証明書（出産予定日を明記）若しくはそれに準ずると認められる書類
備考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入しません

3 出産・育児のため保育所等を退職し、出産後、新たな保育所等への再就職を希望する場合	
猶予期間	妊娠を理由とする退職日の属する月の翌月から子が1歳に達する日の属する月までの間 ※猶予期間には、就職活動等のため必要な期間も含まれます
証明書類	医師の証明書（出産予定日を明記）又はそれに準ずると認められる書類
備考	猶予期間については、業務に従事した期間には算入しません

4 育休法に規定する介護休業を取得する場合 （連続1か月以上の取得であつて、時間取得でないものに限る）	
猶予期間	介護休業を開始する日の属する月の翌月から介護休業を終了するまでの間
証明書類	介護休業を取得していることを証明する書類（保育所等が発行）
備考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入しません

5 雇用が継続している場合であつて、疾病・負傷等のため療養する必要があると認められる場合	
猶予期間	①病気休職等を開始した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間 ②医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が3か月を超えると診断された場合に限る）は、病気休職等を開始した日の属する月の翌月から1年間 ※いずれの場合においても、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げません
証明書類	医師の診断書（以下の1から3に定める事項が証明してあるもの）又は病気休職を取得していることを証明する書類（保育所等が発行） 1 症状 2 療養に要する期間 3 療養中は業務に従事することが不可能であること
備考	猶予期間については、業務に従事した期間には算入しません

6 疾病・負傷等のため療養する必要がある、保育所等を退職し、疾病・負傷等の治癒後に、新たな保育所等への再就職を希望する場合	
猶予期間	①病気休職等のため退職した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間 ②医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が3か月を超えると診断された場合に限る）は、病気休職等のため退職した日の属する月の翌月から1年間 ※いずれの場合においても、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げません
証明書類	医師の診断書（以下の1から3に定める事項が証明してあるもの） 1 症状 2 療養に要する期間 3 療養中は業務に従事することが不可能であること
備考	猶予期間については、業務に従事した期間には算入しません

7 就職先内定後、就職待機中の場合	
猶予期間	内定後待機期間（ただし、1年を超えないものとする）
証明書類	内定通知書の写し
備 考	猶予期間については、業務に従事した期間には算入しません

8 人事異動等により、保育所等での保育士業務等に従事できなくなったとき	
猶予期間	通算して2年以内
証明書類	人事異動により保育所等での保育士業務等に従事できなくなったことを証明する書類（保育所等の代表者による証明書等）
備 考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入しません

9 一旦退職したが、再就職のために求職活動を行っている場合	
①自己都合により退職した場合 ②疾病・負傷等のため退職した場合	
猶予期間	①6か月（退職、就職を繰り返した場合についても、それぞれの求職期間を通算して6か月とする） ②療養のための猶予期間が満了した日から1年間
証明書類	就労支援機関等による証明書
備 考	猶予期間については、業務に従事した期間に算入しません

10 次のいずれかに該当する場合	
・ 国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けている者 ・ 現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している者 ・ 他に援助を行う者がいないひとり親家庭、老齢年金受給者等 ・ 身体障害者等であって、その生活の現況が減免規定との均衡上、猶予の処分を行うことが相当と判断される者 ・ 当該債務の全部を一時に納入することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、納付期限延期措置をとることが徴収上有利であると認められるとき ・ 災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該債務の全部を一時に納入することが困難であるため、納付期限延期措置をとることがやむを得ないと認められるとき	
猶予期間	1年以内とする（ただし、更新を妨げない）
証明書類	所得に関する証明書等、無資力等の事実を証明する書類

※3、6による猶予申請を行う場合は、「返還猶予申請書」に就職を希望する意思を有する旨を明記してください。

就職準備金貸付 使用様式一覧

事項	様式番号	様式名称
申請	1	申請書
貸付決定	3	借用証書
返還	5	返還計画申請書
返還猶予	8	返還猶予申請書
	1 1	返還猶予事由消滅届
返還免除	1 2	返還免除申請書
貸付辞退	1 5	辞退届
届出	1 6	業務従事届
	1 7	異動届
	1 8	(退職・休職・復職・従事先変更) 届
	1 9	死亡届
	2 0	連帯保証人変更届兼連帯保証書

申請書類等の記入・提出にあたって

- ・ 本ご案内及び各様式は、以下のさいたま市社協のホームページで閲覧、印刷することができます。

http://www.saitamashi-shakyo.jp/jigyou-syousai-hoikushi_s3.html



- ・ 申請書類等は、必ず黒ボールペン（消えないペン）で記入してください。
- ・ 各項目について記入漏れのないよう正確に記入してください。記入漏れや添付書類に不備があった場合は受付をいたしません。
- ・ 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。
- ・ 提出する申請書類等はコピーをとり、お手元に保管してください。
- ・ 記入方法等、ご不明な点がございましたら、さいたま市社協までお問い合わせください。

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 権利擁護推進課

〒330-0061

さいたま市浦和区常盤 9-30-22 浦和ふれあい館

TEL 048-835-5281 / FAX 048-835-5282

※担当者が不在となる場合もございます。その際は、ご連絡先等をお伺いして折り返し担当者からご連絡いたします。

また、来所される場合は、事前のご連絡をお願いします。事前連絡なく来所された場合、お待たせすることがありますので、あらかじめご了承ください。